平成２２年（フ）第３４８４号
福岡県糟屋郡粕屋町若宮２丁目８番８―201号ピュア・ウイングはるまち
債務者　岩津奈津子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４８８号
福岡市南区大楠３丁目23番10号
債務者　林　　克彰
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４９０号
福岡市博多区諸岡５丁目16番25―308号
債務者　佐子山直美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４９３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字阿恵84番地７
債務者　熊野　陽子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４９４号
福岡市南区老司４丁目12番９号
債務者　五十嵐栄子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３号
福岡市城南区神松寺２丁目７番20号
債務者　木村　秀輔
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５号
福岡県太宰府市長浦台２丁目８番10号
債務者　門屋　貴人
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７号
福岡市南区大橋１丁目23番10号
債務者　川島真梨子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１号
福岡県筑紫郡那珂川町今光１丁目88番地　サバーブ那珂川502号
債務者　北岡　　誠
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２０号
福岡市早良区四箇１丁目20番２―103号
債務者　永山　洋一
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１号
福岡市早良区四箇１丁目20番２―103号
債務者　永山　結子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３５号
福岡市南区老司５丁目35番15号
債務者　舩越　眞次
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４３号
福岡県大野城市上大利２丁目２番37号　ドミールK103号
債務者　彌永　文江
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４６号
福岡市西区下山門４丁目４番14―302号
債務者　井上　雄司
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６０号
福岡県糟屋郡志免町大字吉原647番地９栗原方
債務者　山本　豊昭
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６１号
福岡県糟屋郡志免町大字吉原647番地９栗原方
債務者　山本　玲子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６５号
福岡市城南区金山団地14番302号
債務者　堺　　良介（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７９号
福岡県筑紫野市針摺南２丁目２番16号　コーポタイニィⅠ―202号
債務者　杉本　卓三
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部